

いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立西浜小学校

目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止に関する基本的な考え方
 - (1) 基本的な姿勢
 - (2) いじめの禁止
- 3 いじめの防止等に関する内容
 - (1) いじめの未然防止のための取り組み
 - (2) いじめの早期発見のための取り組み
 - (3) いじめへの早期対応・早期解決のための取り組み
 - (4) 家庭との連携
 - (5) 地域との連携
 - (6) 関係諸機関等との連携
- 4 組織での対応
 - (1) いじめ対策検討会議の構成
 - (2) 活動内容
 - (3) いじめ防止フローチャート（別紙）
- 5 重大事態への対応
 - (1) 特別事案対策部の構成
 - (2) 活動内容
- 6 その他

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめは次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童に対して、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

」

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) 基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、「自分も人も大切に」をスローガンに、めざす子ども像「す・が・お」の実現に向けて、互いの良さや違いを尊重し認め合える児童の育成に努めています。その中でも、いじめ問題は、最重要課題の一つです。本校に関わる全ての人がいじめは決して許されないことを理解し、いじめを認識しながら放置することがないよう、学校全体として組織的に対策を行います。

さらに家庭や地域、関係機関との連携を取り、児童が多くの人々と関わって多くの目で見守られるように、学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

本校に関わる全ての人は、いじめを行ってはいけません。いじめを放置しません。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための学校での取り組み（いじめを起こさない！）

- ① 教室等に皆の居場所があり、心から落ち着ける場になるような学級作りに努めます。
- ② すべての教育活動を通じて、道徳心や規範意識を養います。特に児童の発達段階に応じて「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育むとともに、善悪を判断する力や互いの人格を尊重する態度を養います。
- ③ 普段の授業や学校行事などの活動を通して、多様な考え方や感じ方を認め合い、好ましい人間関係が築けるよう努めます。
- ④ 全校や学年、学級等でいじめについて触れ、子どもたちがいじめについて主体に考え取り組む機会を作ります。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる指導や情報提供、研修会開催等の啓発活動を行います。
- ⑥ 授業についていけないことから起る焦りや劣等感などがストレスにならないよう、わかりやすい授業づくりを進めます。
- ⑦ いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの対応や特質等について、校内研修や職員会議を活用して共通理解を図って、組織的に対応できるようにします。

(2) いじめの早期発見のための取り組み（いじめを見逃さない！）

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

*児童対象のアンケート調査（年2回：7月、11月）

- *個人面談や教育相談からの聞き取り調査（面談・教育相談：随時）
- ②児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - *スクールカウンセラーの活用（月1回）
 - *心の教育相談員による児童の相談（月、火、水、金）
 - *教職員の誰にでも相談できる「ふれあいタイム」（年6回）

（3）いじめへの早期対応・早期解決のための取り組み（いじめを解決する！）

- ①教職員は、普段からいじめを把握した時の対応について理解を深めるとともに個人で情報をお伝え込むのではなく、管理職や学年、担任、児童指導担当等の教職員が連携して、チームで組織的にきめ細かく対応していくことを基本とします。
- ①教師がいじめを見た、或いはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、該当児童に事実関係の聞き取りを複数で行います。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をするとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた勇気ある児童の安全を確保します。特に暴力を伴ういじめについては、迅速に対応します。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、いじめに至った背景を探り、今後の指導や助言に役立てていきます。
- ④いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることの指導をします。また、その児童や保護者へは、正常な学校生活を営ませるための助言を継続的に行います。（加害）
- ⑤いじめを受けた児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、一定期間、安心して学習できる部屋を確保したり、個別の授業計画をたてたりするとともに、心の教育相談員やスクールカウンセラー、場合によっては関係諸機関と連携を取っての心のケアに努めます。（被害）
- ⑥いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりできる勇気を持つように指導します。（傍観者への指導）
- ⑦はやし立てたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。（第2いじめ加害者への指導）
- ⑧いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者に速やかに伝え、適切な対応が取れるように保護者の協力を求めます。
- ⑨犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会に報告するとともに茅ヶ崎警察署や児童相談所等と連携して対処します。

（4）家庭との連携

「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」の気持ちを育むためには、学校教育活動とともに、家庭での取り組みも重要ですので協力を求めていきます。

- ①普段から、子どもを認め、親子のあたたかい対話を心掛け、子どもなりの意欲やがんばりが認められるような働きかけを求めます。
- ②いじめの事案が発生した時には、学校へ連絡をいれるよう伝えていきます。また、いじめられた児童といじめた児童の双方の保護者を支援し、双方の家庭と連携を図りながらよりよい解決に努めます。
- ③いじめ行った児童に対しては、いじめをしてはならないということを学校も家庭も毅然と指導するとともに、家庭と連携しながら当該児童が抱える悩みや葛藤などの背景を把握して、適切な助言や支援をします。

（5）地域との連携

- ①PTAや地域の各関係機関等と連携して、地域全体で児童を見守り、時には声を掛け、

健全な成長を促すことに協力してもらうようにします。

- ② いじめは学校内だけでなく、登下校中や放課後、塾やスポーツクラブ、インターネット等で起こることもあります。地域住民の方々や地域で活動されている指導者や民生児童委員などに、児童への声掛けや見守りをしてもらうよう、また心配な場面を見かけたら学校や家庭に連絡を入れてもらうよう働きかけていきます。

(6) 関係諸機関等との連携

- ① いじめた側もいじめられた側も、立ち直っていくためには医療や福祉の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力が必要なときがあるので協力を求めていきます。
- ② 教育相談にあたっては、校内の心の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、医療機関などの専門機関や市青少年相談室などとの連携も図っていきます。また、相談窓口等の詳細については児童や保護者に周知していきます。
- ③ 必要な教育的指導が十分な効果をあげることが困難な場合は、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を取っていきます。特に犯罪につながる場合は、市教育委員会と相談しながら警察と連携し対処していきます。
- ④ 普段から関係諸機関の担当者と面識を持っておくとともに、情報交換を活発にします。

4 組織での対応

いじめの未然防止、早期発見及び対処等に関する措置を実行的に行うために、今ある組織の中の「児童指導・支援部」が中心となって、これに対応していきます。いじめ或いはいじめと疑われる相談・通報があった場合にいじめ対策検討会議を開催します。

(1) いじめ対策検討会議の構成

次の区分に応じ、下記メンバーを基本構成員とします。

- 1 定例会（5月に支援全体会・毎月定例職員会議の前に情報共有を実施）
学校長、教頭、全教職員
- 2 発生事案の調査・対応
いじめを最初に認知した教職員、当該学年職員
調査・対応の過程で、重大事態の疑いがあると判断を改めた場合は、児童指導担当及び管理職に報告し、いじめ対策検討会議を招集する。
- 3 重大事態の疑いがある事案の調査・対応
2の構成員に加えて、学校長、教頭、児童指導担当者、（教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等で、「いじめ対策検討会議」を開催する。
対応を適切に行うために、追加の構成員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部の専門職を含む）が必要と思われる場合は、基本構成員が管理職に相談し、校長が、事案に応じた補充構成員を任命する。

(2) 活動内容

- *いじめ防止等の取り組み内容の検討（基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正）
- *いじめに関する相談、通報への対応
- *いじめの判断と事実確認と記録
- *いじめの事案への対応検討、決定
- *いじめを受けた児童の保護と支援、いじめを行った児童の指導、保護者への情報共有
- *いじめの事案の報告

(3) いじめ防止フローチャート（別紙）

5 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、い

じめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告するとともに、「特別事案対策部」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 特別事案対策部の構成

学校長、教頭、児童指導担当者 担任及び該当学年
教育相談コーディネーター 養護教諭 総括教諭
(スクールカウンセラー 心の教育相談員 スクールソーシャルワーカー)

※事案内容により、構成員については、市教育委員会と検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- *発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- *調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者及びいじめを行なった児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報共有と説明
- *茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- *いじめを受けた児童への継続的な心のケアや必要な支援
- *いじめを行なった児童への継続的な指導及び支援
- *学校の体制や対応の課題の調査と再発防止策の確実な実践
- *調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

【附則】本方針は、令和7年4月1日より実施する。